

甲種防火管理新規講習（甲種防火管理者資格取得講習）

1 目的

消防法施行令第3条第1項第1号イに定める資格を与えるものとする。

2 日時

令和5年10月5日（木）及び10月6日（金）の2日間

1日目 受付時間 午前9時20分から午前9時40分まで

受講時間 午前9時50分から午後3時50分まで

2日目 受付時間 午前9時20分から午前9時40分まで

受講時間 午前9時40分から午後4時30分まで

3 場所

海部南部消防組合消防本部3階大会議室

海部郡飛島村大宝五丁目182番地

電話 0567-52-3143

4 受講申込み

令和5年9月1日（金）までに、防火管理講習受講申込書を提出してください。

なお、防火管理講習受講申込書には、写真を1枚貼り付けてください。

写真は6か月以内に撮影したもので、無帽、無背景、正面上三分身像で大きさが縦4cm×横3cmで裏面に氏名を書いてください。

5 受講料（テキスト代）

3,200円

テキストは、講習当日に現金と引換えとなりますので、おつりのないよう
に準備をお願いします。テキスト代の領収書は当日発行します。

6 講習科目

防火管理の意義及び制度、火気の管理及び監督、施設及び設備の維持管理、
防火管理に係る訓練（水消火器）及び教育、防火管理に係る消防計画、効果
測定とする。

※甲種防火管理新規講習では、次のいずれかの資格を有する方は、受講申込
時の申請により、一部科目の受講が免除されます。

科目免除が認められる資格	受講を免除される講習科目
（特殊・一種・二種）消防設備点検資格者	防火管理の意義と制度の概要
自衛消防業務講習（新規・追加）修了者	

受講免除の科目であっても受講することは可能です。

ただし、受講免除科目の講習時間の全てを「受講する」又は、「受講しない」
のいずれかで、途中の入退室は認められません。

- 7 受講対象者
甲種防火管理の資格の取得を希望する者
- 8 定員
30名程度
- 9 修了証
2日間の全ての科目を修了した者に交付します。
- 10 昼食
講習会場には、レストラン等の施設がありませんので、昼食は、各自で準備してください。
- 11 講習の延期
暴風、大雨、洪水等の各警報、南海トラフ地震に関連する情報のいずれかが、飛島村において午前7時30分の時点で発令されている場合、講習を次のとおり延期します。詳しくは、海部南部消防組合消防本部予防課へ講習日の午前7時30分から午前8時までの間に問い合わせてください。
 - どちらか1日が延期となった場合
→ 令和5年10月12日（木）
 - 両日とも延期となった場合
→ 令和5年10月12日（木）及び10月13日（金）の2日間
- 12 講習の中止
愛知県下に緊急事態宣言等が発令されている場合は、講習を令和5年10月12日（木）及び10月13日（金）に延期しますが、予備日においても継続している場合は中止とします。

問い合わせ先

海部南部消防組合消防本部予防課査察指導係

電話 0567-52-3143（直通）